拜啓仕候就ては中船に以被下物品
〆拾枚被下候段承知仕候
方其後差出候減に付事共
申聞候所なる程しら屋長ゝ為
存ぜ（ヵ）拙筆ゆえ自然と意を尽
明侍し
被下度存ゝ仕上の儀ハ
如斯に御座候以上
八月廿日　あ房
中老元

幷陽船ヲ以テ城中城猶
出付一面和畑ヲ以減ス今度方事共
名婦ヲ以テ玉ヲ以テ望ヲ於ル中評寄下度
ヲ于今ヲ拙微力ヲ以共ヲ成度ヲ存ス
以上

八月廿九　西房

猛右衛門様
良　助様

寸楮幷ニ仕候冷ヲ節各位益ヲ壮健
ヲ祝ス事ヲ欣抃ス事ヲ欣抃ス陸
奥我輩一同今度ヲ地ヲ大去度ヲ結
裏ヲ城ヲ直ヲ以ヲ同ヲ軍ヲ見ヲ上ヲ和成ヲ
錦ヲ旗ヲ中ヲ届ヲ軍ヲ到ヲ
帝国ヲ軍防局ヲ支ヲ度ヲ
差出ヲ共達ヲ道ヲ強ヲ計ヲ
中ヲ不教方ヲ奉ヲ
一拳ヲ事ヲ好ヲ礼ヲ知ヲ以ヲ此ヲ永ヲ
皇国ヲ一和ヲ基ヲ
目今ヲ於ヲ勢ヲ

ら他意更に無之
天地不容我国人同出候再び相暗
し出来の中不別命也 神果就怒
悍ヲ拙 相成し 諸侯国〻ヲ序〻帝室
為生お之一話ヲ度声是祈而已

八月十四日　　榎本釜次郎

勝安房殿
山岡鉄太郎殿
関口良輔殿
各位

奥羽諸列藩合同盟して兵を挙し
より以来数月の戦争みのがし今日勝敗
を分るより近し調停の説却て彼
是の沿今となす藩侯中あて近く和
平をおらんとす我
皇國の上下輯睦民兵革の器を免れ進
一
王政の日に新るを望まんと皇國の
幸福は上も望まんとして吾輩も亦望

る偏狂然れども今関國の形勢と風俗
に遠く更に冬一現の人心を鑒て其
事改め成る可きと決せり世間と
雖も和不和に心を寄て事を非す強
きあり腕を奮て力を以て歴制せん事
を計り弱きあり惜を含み恨を飲て
死せんとす其のごとき時に
一時和平を乞くるも日あすして復叛
乱を起すあり是日我の理勢なり今
王朝の兵力奥羽を歴服せしめるに

と雖も其心服を得ると思ふ豈
言奥羽のみならんや今府を錦旗を著
け自ら官軍と称するものと雖も亦其心
服を得ると思ふ蓋し今の政体其
名公明正大なると以て其実形らる
あり是十目の視十指の指さるを
て今更吾輩の規傳を待す
於る徳川氏の族属徳川氏の世臣小
旨人にして其驅使を受るもの如き他
の者に旨甚成り怪れ其力を異れ

事とはすなはちこの命を奉ずるものなれば
らるべき世なりと僥倖一討士と企望し
君臣骨肉の情誼と忘れて一日の業
と利するのみ我らまれて陪臣の制せ
られこと変らられ利と謀らずと称する
べきの況や
とゝ嗚呼此のうきあれ是と服
王兵の東下するや我光寡君と極四
朝敵の寃罪汚名とはてし其尚望
最初の事情とき〳〵先と思ひ〳〵き

る其後遂に其城地を取上げその倉庫
と籍没し祖先の墳墓棄て奪ひ
旧臣の采邑領に官吏を付し遂に我
藩士をして其宅を立て〳〵保つ不能し
むるに至る亦忘れの甚しきまるすや然
るに其家臣光寡君尊
王奉順の神意と体し士人の面目と
外ふとなすに或い双刀と脱して農
夫鋤一高に変るものあり双掌固よ
り

王家の拙劣を仰く（き）杯と屢次告
戒あつて石恩曲を屬する所一として
試み問ふべしの事実甚心中抵
る所無きに非ず或い板擢せらるて
王臣たるものあるも人心を以て
とするものなすに此の如きものいかんや夫
れ今唱る所の
王政なるもの実に天下の輿論と共
にするものなるべし一二強藩の獨見
私意に出てたるものなるをも素より真正

の維一
王政なるものいあらす故に今我と撫する恩と以て
なるものい即曾て又た我君に劃策と計
りしものなすや苟も男子の心腸ある
者豈甘して之を肯こと能はしきもし是
を服従するもの即徳川氏の族屬世
臣藩屏に列するの微然自ら官軍
と称するあと同日の論なるし
故に天理の公然人心の自然に基き
平心虛氣を是と論する所を是一等

の人皆憐むべきあらずや是吾輩の
曾て天地に敵し徳川氏遺臣の為め
奔走閣板の事を請求めし所以なり
然へとも尚允准と蒙るあらす即是
一姓に仕へさるの義と守るのみとして
竟に安身立命の地なしとするのみなり
因て妖観之妻子と棄身命と惜まん
其自ら仇とする所と仇と兵と弄以
死と期して自快とするのみ未多一縣
〻又名と負いしるあらいさるを似ろ

也ん奥羽列藩の合從合盟これと義
挙にあらすと云つるす請て出一歩と
進めて之と論をし今
朝廷天下と行御とする私と考公る
能き正を挙け其と鋤て鰥寡孤獨
として凍餓の患なるべしめんとの
主意にして屢布告あるも尚対權
勢ある汲〻中に市井を類の徒刑
餓の小人貪婪不知恥の輩助るす
妖輩豪遂に地を汗蹟傲然政務に参

5—

耕す退とまる輒ち酒食放縱傍若無人今天下蒼生盛に兵革を苦む亡し是大夫先憂後乐之秋なり豈佚遊放醉の時なるや我輩悼慨死節之士殺身為仁之徒と以一緊同して戮徒とす更に江戸の細井と前導をなし黒夜屋を囲み迫るに銃剣を以て其人を捕へその財を奪ひ名を分捕と称し公然之と

耕す奏するに動乱の所為なるや是豈私利公の謂なるや故に我輩有志の士小東西を分散し各力者を農商に喝し彼鰥寡孤独を救恤し且タ之を為り我輩今日迄抑忍奔氣謹み後命を待つ最早此方秋と生視する君いす従ふ以なし帝闕に訴へ先れた言語梗塞情実面とする前に頭足既に所と異なる

るる者は必然として地に於て地と大
去る事と決して永く
皇國一和の基業を開くへきなり其
弱と削うとす又彼此心中より
一和するに至らしめも強者は其強と
恃まて自ら戰うとして敢て力
と負て其志を遂ずせめ弱きものは其
弱と投て其憤と擴へ其寛と伸しめ
能其志を達する自足とするあると
上に既に述るが如くなれと吾輩の是と

大去るは自我業を妨るものは抵
敵せるを得す又敢て乱を好むに
あらす和を好むるあるも其乱とせて
増せるを能はさるしめ其和とせて
永久を保ちしめ關國士民の洞常
と進ましめる年好懦怠惰の弊
風を一洗し其義気を發し
皇國をして四海萬國と比肩抗行
して恥ることなきを期せしは唯此一拳
あるのみ吾輩敢て自ら任する所あり

廟堂上位の君子より水辺林下の隱
士に至る迄人心と不志ものいなく
以言と聞給へと祈る

享和四年八月　日

一謹述言狀熟世道を推移考るに中
古以来人文次第に開け忠義廉恥の
道明らかなるに人皆分と知職と
二心なく永く君に忠と尽し死を極て
禽獸も猶人事少熟知り恢い難き
不及狀仰我掌一同に情實と其申上狀
へ共今般主家の所置に於て家臣未だ
若と乗餓死を極
朝廷天霞玉仁に伏て其相承心得
徹し難切当谷屋敷の内に居住
仰石上り奉る乃石に恩賜い二百餘年

養来れる家臣らの者共六十餘万人と養
育せる今一も無し無拠しき政を為し任
ずるを以て其職を奪ひ廉恥の心を失し其
分を知り其職を守るもの一身生活しあ双
刀を脱し商賈と伍とならす能はざるの輩
猶を脱し徒に過激し挙動みるもの亦
不少一應しの傍観なる者の多し
なるこの共畢竟此事大く治年身養
育を蒙る主家に恩義を忘却し敵き
を深切し託心より生し不得止今日し
場合に立至る臣子たる情意の深き
所にては
朝廷天覆し皇恩必らす答い奉る旨
我藩の人猶此上如何し事態なるや敢
かを一言い申
天廷奉恐入こと主家に為に不成
此事旨死に拠て二心なく一身に利害を計
るものに無き共人之新世界衣食住
を難忘し常情にて無智暴乱に陥
其常情に基きて錯誤必らす波及
況や忠義廉恥の士に於ては於是脱
藩之士其他義烈に使の為め暇決地の
領し俄先陣に表あて及数度とも
少分面目し一時益人心を激一第一不
動し奉勅なる敢るい忍耐不如の軍
艦に乗り江戸と指て浮中飛風し

難を厭い僅かに南國海岸を往泊船に傳
聞おかれ候文武両道仙臺藩領分
例に為あるも我輩に於て素より天朝に対し
奉敬の心を抱き内に於て両道とも
に謂れも無き敵視不寛容に来れ藩中
結党を肆にして勇力の列藩の同盟を戦力し
候者共同今日に至り此地を要害
て志を我輩に通せる者数千人に及び
輩往に過激に奉動に及び候事
君に恩義を忘れず一身に利害を顧らず
各自義に対場に立ち候者にて之れ有
ども一同軍艦に乗組今日南部生れ
北地を渡り開拓に業と致し候

餓と渡り辛苦を尽し候様子
地に於ても日本に北門先年林鳥
人に窺窬を人に既に所知の武地一旦急
人に犯時に今國之大患と成我
輩日心戦力風雪寒暑を忍び開拓成業
に後に北門に鎖鑰相堅め他人に奥息
と容易に為白く日数千万忍に東部と
渡り生活を遂け心と一に力を尽し
外患に城守に力を尽し
皇國必ず歴之功を奏し太初と為人と
まれ古明主を敬之祝氏と治邑に
興も有之地開拓に業を今日に至る
今と為に成る事日本國に為一大

而ら年ら月日而い以後徳川家、永久ゆ敬
らゆ以ら以ら其当主人ら形式（中略）明
ら形式な今般地、所領、越ら之ゆ
家臣食言世之ゆ日事ゆ偽事ゆ
ゆ執奏ら所ら為ゆ為ゆ当 閣下ら於当
ゆゆ面ら事れ又い饒舌好人らゆ下情
瘟寒
天朝、而和達いて敵子敵死ら士ら地開拓
之志盡解ら可ら其ら力ら安ら可ら
ゆ敬ゆ以ら以ら信い条約ら力ら以て
ゆ行ら在ら其ら我事ら分ら紀ら職ら為て
士人ら道ら行ら為る微志ら為ら聊ら他意ら
牧倫ゆ震載ら仁ら

聖慈照覚あら事ら深ら怒ら教敬
敬白
慶応四辰年十月　徳川脱藩海陸軍一同

奉
四條殿下

第五

徳川元海陸軍脱走し箱館官府
と奪い其末一旦許容をし暇次
地に入り開拓とは實と王土王民と
掠害し詭辞巧言ヲ以己し恩と掩い
各國と敵き開港ら地と接孔きるの
ゑを動かんを交際し道と始けんとす
恃慢多礼其罪所許容し道多し付
征討し師を差向被仰出い先般所如
告し通、如し舊主人於慶喜も其罪

恵と懐り第一
叡慮とら為恐怖儀と奉恐入為候し
通自ら特りて討伐致出致候人も
為如此第人し共し所知天下し大
衆人る事顕然多作先般
朝政一新し時し寛り舊弊し陋習
と改り天地し公道に基き君臣相愛
上下相親し德澤遠近に洽く万民
一人も其處を得まる為奉し報る
叡慮とん

聖上親しく天地神明に為対揖座
牧伯相率いて京師に来朝し奇しく
誓盟を献して
叡慮を奉戴し題勉従事相共に
聖業を輔翼し永世不渝し忠誠を
表顕す其後慶喜に於ても茶煙
衆し道を蔑ろ仕出格し
叡慮とん寛典に屬四海を飲し德
川家名相續に仰付且祖先し功労
に思召舊例に地に方て秩禄下賜新

一大諸侯ニ以討旧藩下附ス而シ
帰順致シ出ス事ハ本禄如舊下賜朝
臣ニ以命第民保全シ遠ク安ンジ
以為ス此儀ハ先般ハ布告書中ニ
見ル所ノ趣ニ於リト雖モ此時ニ当リ東北
ニ邊陬梗命シ徒ラニ鎮定ニ不至
無辜ハ戦爭ニ苦シ一民ハ夫役ニ苦シ
人心恟々 皇化ニ不及地ニ不安堵
ヲ 御仁恤ニ
教旨洽ク黄徼ニ不至日夜
宸襟ヲ為悩ス故ニ今般東京
行幸ニ折柄奥羽北越既ニ鎮定ニ及
ヒ東北諸道ニ軍兵正ニ凱旋ニ諸
侯降伏ニ諸侯盡ク東京ニ出張ス
閣下ニ於待且本國遠隔ニ諸侯是
近道梗塞ニ付京阪ヘ朝覲ニ期ス
後ニ於業尽ス朝ニ元徳川附藩下
ニ面ニ朝臣ニ命ス者ニ者ニ為
閣下ニ相趨ニ荷ニ
歃血ヲ奉戴ス
同心協力永ク王事

〻運勉せんことを盟ひ於是天下平定し
ゆ咸使相拳て源氏漸く塗炭し苦を
免し故を以て愈以君臣上下相共に心を
同し迄
皇基を扶植し廣く德政を宣布し
源氏をして恩澤を蒙らしめ天下と共
に御休息あらしめ恩食あらしめ
右軍船肥走し事弛敗を恐し出仕し
叡旨を奉戴せす
朝命に背き主人を棄て浪人の身を
恣に且土を掠奪し惡意を招聚し
再び天下を亂階を企ける
皇化を妨んとす其先暴悖逆全内地
海賊同様に所業神人共に所怒其
罪源に山可許依し今度德川氏初
大捕に討伐の事

一謹奉建言熟古之推移を考ふるに中古以来人文衰微
つゝ武備恥を道とする者多し人皆名利を職とする者多
人民多く農を捨て末に趨き元和以来諸侯の領地
を減じ人員を減ずるに及ぶ故に農業
一向に怠り年貢米上納へ今般米穀高騰
困窮に陥り家屋敷を売
流離を招く
新田を開墾し田畑を広げ心骨を砕き漸有来る祖先米
穀城を築き城成て十拾万石を賜ふ二百餘年家臣
者共三十餘万人を養育する之一人を養ふ一人を撥落し住居
取扶持去て郷村に帰農し武士を捨て農業を勤む一身生活
双刀を脱し商賈と伍する御徒士を廃し藩士を過
激に奉職する者少し信義を厳責する
如此異変を生ず若年貢米を減ずる事あらば恩義を忘れ
忠節を絶し玉石共に砕く不測の変を生ず不測の変を惜む
諫察有る様

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

■諸藩の者に命ぜられ

勅使を奉戴し皇威を振ひ夷を攘ふの有るに乃象を以て情を播し上意を達し

有司に命ぜられ一を以て對

天造奉恐入二を主家に為ふ而成尤此輩皆凡庸二心なく一身を

利害を計るの人にして人之斯を為ふ衣食住を難忘に情を

各智器の之徒と雖甚だ情を屈して鎮撫を必ず服従を

況や忠義奮勉之士に於ては是脱籍之士其他義烈之徒乃為

慨戎地日頭之儀先頃江表の初めて及歎願に人心激一発一不終に奉勅有るに慨不翅

江府之地を避て洋中颶風之難を違ひ僅に尚國海岸を碇泊艦を修理

相加度に此者に命ぜられ仙臺薩摩次説諭之趣あれども我輩に於て奉

天朝に報ず一奉御之衆を把て追討を一蒙に遇れ奉る

独り當春以来和蘭中国を脱して英羽列藩の同盟を戰力此中に者共

目今之形勢に至て此地に湊集を志物我輩を通ずる者数千人に及べ

此輩往て過激之挙動に及ぶ雖も亦皆主君を思義忘れ一身を利害

を顧ず餘者此場に至り者元来同藩士にして一同軍艦に搭乗組

目今之形勢ハ至ル此地ハ湊ル者ハ

志士我輩ヲ通ス者数千人ニ及ベシ

此輩往ニ過激之挙動ハ及ハス雖ト而皆主君之恩義ヲ忘レ一身ヲ利害

ヲ顧ミス餓死ス此場ハ立至リ者ヲ元ヨリ同藩士ヲ以テ一同軍艦ニ搭シ組

今日南所ハ帆北地ハ渉ル閑垢之事ヲ以テ身体容ヲ保餓ヲ凌ク人ヲ須

尤先般歎願ハ少庵ヲ出地ヲ以テ其国所ハ日本之北門先年来魯人之

窺窬ス人ニ既ハ所知ル此地一旦魯人ニ把ル附ル全国之大患ヲ以テ此度

我輩同心戮力風雪江寒ヲ忍ヒ拓成業之後ハ北門之鎖鑰相堅ク

決ル他人之臭息ヲ容ル事ヲ以テ且ハ数千有志之士凍餒ヲ凌キ生活ヲ遂ル

心ヲ一ニシテ力ヲ弾セ嗣後ハ患内賊有之於ヲ者

皇国必制壓之功ヲ奏シ忠勤ヲ遂ル人ヲ夫ヲ古明主ヲ殷之頑民ヲ洛邑ニ遷

サ者ハ興ル所ヲ況ヤ北地開拓之業ヲ今日之好機会ヲ失ハ国ヲ亡ス事

国之為ニ一大至要之事ヲ有同所ヲ以後徳川家ハ永久ハ領ス所法米其

旨主人ヲ雪私供ハ申達有之拓仕度ヲ殷北地ヲ乗越趣意如前条卵食

言ヲ之比習四事ハ情察ヲ我ハ孰　主

奏ス祈萬禱仕ル者此旨　閣下ヲ

ハ伊庵ヲ以　又ハ饒舌奸人之為ニ下情塵塞

天朝ニ不相達ハ数千敢死之士北地開拓之志盡餅ヲ雪且ハ身体容ヲ

皇國必制壓之功御奏し忠勤我遂人を夫を吉明主を殿之頑民を洛邑を遷
さるべし異土万事況や北地開拓之業を今日之好機會を失ふ所なるべき事
國之為免一大至要之事有同所之以後德川家に永久に領し日所法未来其
旨主人ゟ事私供に申達有之抵仕度ゟ殷北地を乗越し趣意如前奉願食
言無之比習四事既情察ゟ私に執　奏ゟ祈萬禱仕候者此旨　閣下ゟ
以御奏聞ゟ欲又ハ饒舌奸人之為免下情塵寒
天朝に不相違に〻數千敢死之士北地開拓之志盡餅ゟ事且ゟ身代容ゟふ
地方きう亂に以法之次第ゟ依くハ無餘力御必ゟ日清ゟ仕候ゟ我業之分を
知利職を守り士人ゟ道を汚さぬ微志ゟ御他素為之代偏以寛恕仁之
皇慈照覽ゟ事不堪至願候敬白

慶應四辰年十月

奉

四條殿下

徳川脱藩海陸軍一同

拜啓仕候然共陸船と昨
夜殘生帰れ申候て超板
出ず東領唯今到着有
之候所先ず御見舞申
上と存ぬ御命ハ跡之處
甚二十五日物案別
限度限も金陸之情愛
存候
頓拝啓
事務所
かしこ
月廿日
安房

華族に奉戻致候

以上

一月廿日　安房

中老殿

拝啓趣之兵端艦を以別紙

抵中越狀書体一通来四月

以後之成方乃長迷論

如是其事之処理実際

度別年今日少松郷乃女

伺者之如御様之以上

一月廿日　安房

[illegible]

一月廿日　安房

中老元

拝啓　梅雨霽れ時候に別紙

紙巻越候書体一通お目

に掛け申候　時節柄方々長距離

お目見申候　如何様急ぎ

度別紙今日少松郷乃丈

伺ひ申候様　宜しく御

一月廿六日　安房

徳太郎様

貴助様

寸楮拝啓仕候冷之節各位益々壮健
にて軍務に御尽瘁被遊候段欽仰奉存
我家一同今度此地を大去致し情実別
紙之通に付不得已相成候段上奏相願
鎮将府へ届出候ものに付
帝閣并軍防局へ者吏を遣はし
テ差出し申候共不達に難計哉に付更に
書面を以て奏上仕候義に付無之我家氏
一挙素より好亂あるに却而以此永く
為　皇国一和之基を開き度為免
三国共同今之形勢言葉を以て表し難
事を以て表し不如と決心致し候様と
及に成而他意更に無之
天如不意我共を目的度再び拙者
に為来の中不則命也我果孰怨乍
憚小松帯刀様に諸有同に国事を長室
為生前之一語に致声是祈之

鈴木貫太郎

帝國並軍防局れ者更ニ手づるを以テ差出シ共達不達も難計若又更ニ考不稔方を等炊に義ニ依て我安氏一挙素ヨリ好亂ニ赴却而此永く為皇国一和之基を開き度為免ニ国体月今之形勢言葉を以て表ス事を以て表ス不如と決心故ニ以挙及ニ家ニ而他意更ニ無之

天如不意我共も目を度再ひ拙者ニ為事の中不則命也我果孰怨乍憚小松殿御議ニ諸有司ニ国席を設室

茂生前之一語国致声是祈之

一月十九日

摂本金太郎

勝安房様

閣下を煩様

関口良助様

各位

左ノ通裁

英罰ニ抵校スレハ三年禁錮

罰金千ドルヲ出サシム

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

仲人ブリユウ子其他ニ者ヲ罰方ニ依テ内國
各度ニ別紙ニ通書閣老出ヲ有ル右罰方有ル
可及無斧鉞ヲ以テ拔本塞源其外ニ者ヲ
ハ裁許編ニ上ヲ以テ願ヒ奉ル

第壱号 吾口沙法令布告ニ付別紙五添之通

右同

三月十七日　外務省

同官　弟

仏蘭西公使館

横濱千八百七十年第一月十二日

當月七日附ヲ以書物差送ル徳川氏家臣

ニ騎優ニ當リ仏人ニ敗ス府兵ハ負ル貴國政府

ハ如何答有ヲ以来ル廿五日ヲ期シ

趣義公ヲ以テ右ブルユ子一氏其堂ニ入剃ク外仏公

人ヲ引連レ城内ヲ徘徊シ佛國政府ニ対シテ強ク外不満
ヲ表シ為ニ第ニ書簡ヲ以テ上奏ノ通ニ付最初我
政府ニ対シ亜ノ亜ノ如ク全ク國内騒擾ノ如ク
有ニ付ク如先般右士官佛國ニ帰着ノ上ニ付
軍務総裁ヨリ只人ニ暴動等ニ可致ノ旨
告令ノ有ニ付ク西暦十月初旬別隊ヲ武官
の集會ヲ通ジテ呼出シ上ニ取調ノ上
全ク只人ニ罪科判然ニ付十月十五日御裁判

此ノ如ク職務ヲ免ノンアリティ中ティーと五郎
越ニ付ク言候間後ニ今般別ニ軍ニ通
差ニ成ル報知ニ上ル事ニ拙者ニ於テ大変ヲ
来ス我邦國事ニ対シ政府関下ノ拙者ニ対
状報知ニ越ル書簡ニ通ニ文有ル中ニ
も之存通ブリユーニ子ニ民部夷島ニ於テ暴
動ニ成ル 仏帝政府ニ於テ必ズ一異事
士疾ク決定ス國兵ヲ何ク顧来委細ニ究

問上ハ裁判ハ改革正法延引ニ付
ハ延今般寇問ニ上蔵科ニ付キ日人
重罪ニ付キ確論ニ及ヒ日本政府ニ止ル
ハ報知ニ及ヒ定日本政府ハ我政
府ニ抑留ニ付キ確論ニ解ニ付ハ信
用ス

今般ブリユーキー氏ニ罰ハ我国法ニ
実ニ容易ニ問ハ日人ノ雑説ニ
我政府ハ日本政府ニ満足ニ報知ス実ニ
ニ定置ニ関不方ニ解ニ付ハ
此一条ニ已ニ報知ニ付ハ満足ニ
ハ書翰中ニ一二条ニ報ス上ニ
日本ハ廉有ニ先ハ書翰中ニ第国法ニ依
佛人中ニ日本政府ニ日本人ハ程ニ取扱
ハ程有ニ報ニ付ハ敢ニ可
有ニ第国法ニ十其隆ニ云ハ依

日ゝ新ゝに和らを佛ゝ國ゝ日本ゝ條約書ゝを
佛國人罪を犯ゝしたるものゝ佛出官人
ゝ受領ゝ佛國の法律ゝを以て出罰ゝす
ゝを掲載ゝし右ゝ日本政府ゝ右ゝ條
ゝ文意ゝ誤ゝ解ゝ佛ゝ全ゝ條約
違背ゝ有ゝし佛國政府ゝ責國ゝ主
尚ゝ佛國人ゝ誤ゝ解ゝ別ゝ條約ゝ疑ゝ有ゝし
右ゝ條ゝ條約違奉いゝゝブリユーヲ氏
相異ゝ條ゝ日人他國ゝ反領ゝ紛ゝ兵ゝ殺
ゝ別ゝ異ゝ事ゝ改ゝ殺全國內亂
中外國人許多戰爭ゝ交ゝ事ゝ有ゝ
亜米利加政府ゝ右徒黨ゝ本國ゝ
ゝ右ゝ異ゝ言ゝ佛國英吉利 和蘭
和等ゝ政府ゝ相合ゝ公法ゝ
ゝ政府ゝ以ゝ兩上ゝ
ゝ事ゝ全國政府ゝ右相ゝ

別紙條約中ニモ記シ置タル戰爭中ニ捕ル
外國人ハ大底ニテ和國ニ送返シ成ル
名譽ヲ以テ一度開港書籍中ニ記載
内地者ニ差ス事ハ上ニ於テ今一ケ条
ブリユーニ氏差出ス人ハ徒黨ヲ組ミ騒
動致日本人ニ対シ無節ニ外國政府ヲ
建テ適當ノ罰致ス謝ル所ニ
外國政府ニ對シ日本人政府ハ
罪ヲ被ル所ノ次第ニ付テハ
外國人慶喜酷ク
日本國ニ
敬官致ス
去レ共古ハ人情ニ及ル最要ノ罪ハ開化
諸國ニ重罪ニ
等ク
逆賊ヲ
人ハ
日本政府ハ外國政府ニ陽ニ

[illegible]科[illegible]必[illegible]敬[illegible]重[illegible]國法
[illegible]國法[illegible]敬[illegible]考[illegible]
[illegible]外[illegible][illegible]
[illegible]事件[illegible]限[illegible]
[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

貴國[illegible]月十[illegible]附[illegible]書[illegible]先般[illegible]
表[illegible]集[illegible]我[illegible]達[illegible]異[illegible]國人ブル
ユ子[illegible]氏[illegible]國政府[illegible]裁[illegible]
[illegible]書中[illegible]テイ[illegible]テイ[illegible]何
和刑法[illegible]武[illegible]解[illegible]超[illegible]

其他一数人ハ罰方ハ示サレ之ニ準拠ス

水谷方ニ於テ取扱可ハ

外務大輔寺島宗則

外務卿

年 四月九日

仏国参使

マキスウトル

ウ

我国人ブリュ子氏ノ仮ニ有西洋官士ニ附シ

書翰ヲ尚亜国参ニテ日二月九日附ノ書翰

拝見ハ独ヲ拝者書間ヲ中ノンアクニティ

ウ井テイーと有ハ意味ハ亦ハ外交拒

右ハ先般関市ニ中上ル通リ我兵律

こゝに右罰を士官に申付ける事と奮発重き事ゆへ
則陸軍職務退役命ぜられ之役を五箇年
有之候
日人曰我国海軍士官已に罰を受
彼れも義重き罰なれば海軍
後裔たる義を以申書簡中に右両士官
之者共今　皇帝に海軍に属ふ越
中叛尚又ブリュテ氏と共に居る下役数人ありて
此の罰方に申付候性を以て安心なるも
日人等唯其長ブリュテ氏に命令を注ぐ
の罪として裁断可有之哉否も当今
仏国陸軍に属し帝国四方及
古解決と関係方に中上事抽者あり大変と
有之旦嘗前二の附我書簡に疑義有之
和平に交右書簡中に通仏皇帝政府に
御門政府に満足あるべきなり萬国公法に注ぐべき

重量ヲ一層厳重ノ罰ニ処シ事情ヲ失念
シ相当ノ取扱ヲ為サザリシ旨ヲ新ニ
以上

午三月十九日

仏国全権公使
マキスウトレー

外務卿
井上馨殿

別紙書面ヲ先在留ノ使臣ヲ本国
政府ニ送致シ更ニ再回答ヲ待ツ
ベキ旨ヲ又便宜ヲ再回答ヲ
以テ道ニ彼ノ政府ノ怠ヲ責メ義務ヲ
存ス先其ノ所ニ従フ

外務卿
井上馨

大文書

以武器を乞ひ、我七月十七日付書
簡を以て貴國人民に於ては及ぶ所に
挙動をなすの義なきを及び捕合ふ者多
度国をもて本国書中に掠奪せんと
書簡を交換せり解れば本年四月清朝に
対抗するを以て如何多田伯義
敗北して逃げ柳貴國政府が為幕府に請
求せんとの貴国人をして我國に於て我

陸軍を法則教授せんと一新を企
図するの近謝を為すべき事数人我国
賊を捕縛して彼に渡し不知を助んと
欲す義に於て遂に義を以て
徒に我國に名捕んものは論なく我
国人同様に取扱ふべきなり
関白殿下直に我政府に貴幕府へ
愚親の表をなすべき名捕者も速に引渡

十分然ラス我ニ半国（樺太）ヲ与ヘ
シ義ヲ見ル、我政府速ニ直南ヘ罰討
ヲ以テ罪ヲ討シ其罪ヲ明ニ
シ今何等シ区別ヲ為サル方ハ両国
交際ニ於テ大ニ関係スル和ニシテ彼我
間一ヶ所不公平ヲ刑法ヲ
設ケ速ニ区別ヲ我政府ニ於テ満々
ヶ永世国政府（ヲ）両国ヲ交

吉田

十月十日

大文

大学校御用掛被　免有之候
哉否之儀者於臣等一身之方向
大関係之叉候故明白ニ御裁断
公正之御所置有御坐度旨前日モ申
上置候處今以其御沙汰無之真弘
ニハ侍讀奉仕玄道ニハ学校御規則
等取調候様同人ヘ御諭有之候趣
御順序不立事理曖昧候故何ト共
難及御請候旦去春東来之御
長滞在之用意無之即今諸事
差支何等之御用モ難勤候間
一應帰京仕候段御推察御用掛
御免否之儀迅速御確答被仰
下候様願入候也

九月　　真弘

岩倉大納言殿

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

大関係之吏ニ候故明白ニ御裁断
公正之御所置有御坐度旨前日モ申
上置候處今以其御沙汰無之真弘
ニハ侍讀奉仕玄道ニハ学校御規則
等取調候様同人ヘ御諭有之候趣
御順序不立事理曖昧候故何レ共
難及御請候旦去春東来之御
長滞在之用意無之即今諸事
差支何等之御用モ難勤候間
一應帰京仕候以段御推恕御用掛
御免否之儀迅速御確答被仰
下候様願入候也

九月　　真弘

岩倉大納言殿
閣下

アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
http://www.jacar.go.jp/

二

二年十月二日

大学博士玉松真弘

依願免本官

同日

任侍講